

証券コード 7414
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区
西港町12番地の1

小野建株式会社

代表取締役社長 小 野 建

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.onoken.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「小野建」又は「コード」に当社証券コード「7414」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）

2. 場 所 北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階 オーキッド

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容を上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎車椅子のサポート、株主席やお手洗いへの誘導等のお手伝いをいたしますので、当社係員に声をお掛けください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX株

××××年×月×日

議案	賛	否
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		

ロギン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

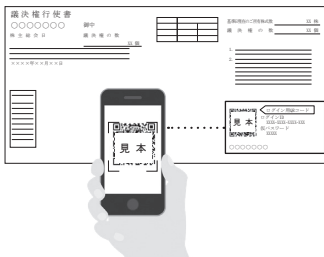
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

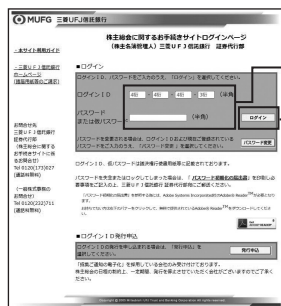
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウクライナ侵攻問題や不安定な中国経済など海外情勢の変動に伴うインフレの進行と為替の円安傾向継続など、景況感の悪化が心配される状況で推移いたしました。さらに、政府による労働賃金引上げ促進策をはじめとする経済対策やインバウンド需要の回復などで短期的には経済活動を活発化する兆しはあるものの、今後も米国の関税措置の動向などによる不安定要素も多く、先行き不透明な状況となっております。

当社グループが属している鉄鋼・建材流通業界におきましては、建設業向け需要として、都市部における商業ビルや物流・工場施設などの大型工事さらには災害復旧工事向けの需要はあるものの全体的には国内需要は地域間格差が大きく、かつその他の販売先の業種業態においても需要の濃淡があり、概ね極端な落ち込みは無いものの低調な需要で推移いたしました。また、鉄鋼商品市況におきましては、国際市況や国内需給動向により、徐々に弱含みの状況となりました。

当社グループにおきましては、鉄鋼商品販売事業は、需要が低調に推移するなか、鉄鋼商品市況も弱含みで推移し、販売競争の激化から販売数量確保に苦慮する状況のなかで、佐賀・山口営業所の新築移転をはじめ静岡市に静岡センターの開設など中長期を見据え拠点整備を積極的に進めるとともに既存の各拠点においても付加価値向上のための加工設備の拡充を積極的に進め、さらに各拠点間の在庫並びに加工設備の有効活用のための連携強化を図り物流コストの低減と在庫の効率化を推進し、販売数量の増加と収益向上に取り組みしました。

建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、建設コストの大幅な上昇と人手不足により、特に地方都市の中小型案件を中心に集合住宅・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど苦戦を強いられました。しかしながら、既受注分の再開発事業の商業施設や物流倉庫などの大型案件については順調に進捗するとともに、災害復旧などの土木建材商品の拡販にも注力いたしました。

この状況の結果、当連結会計年度の売上高は、2,719億42百万円（前期比3.5%減）となりました。

損益面におきましては、工事請負事業において利益が増加したものの、鉄鋼商品販売事業において在庫商品販売を中心に利益率が低下したこと、さらには運賃・人件費及び減価償却費の増加を主要因とする販管費の増加により、営業利益68億10百万円（前期比17.2%減）、経常利益69億2百万円（前期比17.3%減）、親会社株主に帰属する当期純

利益48億85百万円（前期比15.2%減）となりました。

2024年度の配当金につきましては1株当たり34円の間配当を実施し、期末配当につきましては、業績並びに今後の安定的な利益確保のためのビジョンを基に総合的に判断し、1株当たり35円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は、1株当たり69円となりました。なお、期末配当金の支払開始日は2025年6月30日とさせていただきます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

①九州・中国エリア

前期に対し、売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量が若干減少したこと並びに販売単価が弱含みで推移したことにより減少しましたが、工事請負事業の増加並びに連結子会社である小野建沖縄（株）及び小野建スチール（株）の寄与により増収となりました。損益は、工事請負事業において増益となりましたが、鉄鋼商品販売事業において販売数量の減少と利益率が低下したこと並びに販管費の増加から減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は1,528億36百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益は41億26百万円（前期比2.9%減）となりました。

②関西・中京エリア

前期に対し、売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売単価が弱含みで推移したこと、かつ、販売数量も減少したことから減収となりました。損益は、鉄鋼商品販売事業販売数量の減少と在庫出荷分を中心として利益率が低下し、さらに販管費が増加したことから減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は662億38百万円（前期比9.4%減）、セグメント利益は10億36百万円（前期比34.2%減）となりました。

③関東・東北エリア

売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量は前期並みとなったものの、販売単価が前期比弱含みで推移し減収となりました。損益は、静岡センターの開設に伴う費用を含め販管費の増加が大きく減益となりました。その結果、外部顧客への売上高は528億66百万円（前期比8.4%減）、セグメント利益は16億94百万円（前期比29.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、146億56百万円です。

その主なものは、福山営業所倉庫建設44億23百万円、佐賀営業所倉庫建設10億45百万円、山口営業所倉庫建設10億5百万円、東京支店静岡センター倉庫建設・加工設備54億18百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に設備投資資金として総額64億円の借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、米国における関税措置をはじめとする様々な施策により海外情勢が急激に変動し、株式や為替相場も乱高下するなど国内経済の先行きに大きな負の影響を及ぼす状況となっており、景気の不透明感は増大しております。

このような環境のなかで当社グループを取り巻く状況も主要販売先である建設業関連のみならず製造業向け需要の先行き不透明感が残り、さらに、従前以上に地域間格差も大きくなり、かつ人件費などの経営コストの上昇が続いていることから収益面での企業間格差が拡大していく状況となっております。

鉄鋼商品販売事業におきましては、鉄鋼商品市況が今後とも海外メーカーの動向も踏まえ弱含みで推移すること並びに需要の低迷による競合の激化が予想され、収益確保が大きな課題となっております。

また、建材商品販売事業・工事請負事業におきましても、都市部における商業施設の再開発や大型の工場・物流施設の建設等は継続するものの、建設コストの上昇が止まらず、地方都市を中心に新規の中小型案件の発注が遅れていることなどから、受注残としては相応に確保できているものの今後の経済状況の変動により、着工延期や計画見直しなどが想定されるなど不透明な状況となっております。

このような不安定な状況のなか、当社グループは従前からの基本戦略である「販売エリアの拡大」と「販売シェアの向上」に邁進するため、「長期ビジョン2035」に基づき需要の変動に柔軟に対応できる販売・在庫体制の強化と鉄鋼市況の影響を極力受けにくいよう付加価値向上のための設備投資を継続し、かつM&Aによる営業強化も図ることにより、販売先のニーズに対し、さらに的確に対応できる地域密着型経営を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

区 分	第 73 期 2022年 3 月期	第 74 期 2023年 3 月期	第 75 期 2024年 3 月期	第 76 期 2025年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	222,759	262,653	281,933	271,942
経 常 利 益	11,977	9,950	8,342	6,902
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,145	7,023	5,761	4,885
1株当たり当期純利益	363円91銭	298円93銭	229円93銭	192円43銭
総 資 産	170,468	188,689	208,502	203,530
純 資 産	83,275	90,321	95,550	98,273
1株当たり純資産	3,538円36銭	3,584円41銭	3,716円79銭	3,876円59銭

〔第73期〕

鉄鋼商品販売事業は、鉄鋼商品市況の上昇が続く中で、販売価格への転嫁に取り組むとともに、拠点の新增設をはじめ各拠点において付加価値の向上のための加工設備の拡充を積極的に進め、販売数量の増加と在庫商品を活かした収益向上に取り組みました。また、建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、ホテル・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど中小型案件の減少により苦戦を強いられましたが、既受注分の大型案件が順調に推移し、かつ、今後のコロナ明けを見据えた案件の増加により受注件数も増加してまいりました。業績につきましては、景況感が不透明な中で需要は伸び悩みましたが、鉄鋼商品市況が大幅に上昇し、前期に対し当連結会計年度の売上高は、2,227億59百万円（前期比9.8%増）となりました。損益面におきましては、鉄鋼商品市況が上昇したことにより、在庫販売における収益率が向上し、営業利益117億56百万円（前期比80.5%増）、経常利益119億77百万円（前期比78.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益81億45百万円（前期比80.6%増）となりました。

〔第74期〕

鉄鋼商品販売事業は、鉄鋼商品市況が高止まり傾向となる中で、拠点の新增設をはじめ各拠点において付加価値の向上のための加工設備の拡充を積極的に進め、販売数量の増加と在庫商品を活かした収益向上に取り組みました。また、建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、建設コストの上昇からホテル・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど中小型案件の減少により苦戦を強いられました。しかしながら、既受注分の大型案件が順調に推移し、かつ、マンション・物流施設等の案件増加から中小型案件数が徐々に回復してくるなどコロナ明けを見据えた案件の増加

により受注件数も増加してまいりました。さらに、2022年11月に四国エリアでの営業強化のため同業者である株式会社ヤマサ（本社：高知県高知市）を子会社化するなどM&Aも積極的に進め、さらなる業績向上に取り組みました。

売上面におきましては、景況感が不透明な中で鉄鋼商品需要が伸び悩み、在庫出荷分を中心に鉄鋼商品の販売数量は若干減少したものの販売単価が高止まりしたこと、並びに大型案件を中心に工事請負事業が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、2,626億53百万円（前期比17.9%増）となりました。

損益面におきましては、工事請負事業において利益が増加したものの、鉄鋼商品販売事業において販売数量が減少したこと、並びに鉄鋼商品市況が高止まりによる仕入価格上昇に伴う在庫単価の上昇から在庫商品販売を中心に収益率が低下したこと、さらには人件費の増加を主要因とする販管費の増加により、営業利益97億35百万円（前期比17.2%減）、経常利益99億50百万円（前期比16.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益70億23百万円（前期比13.8%減）となりました。

〔第75期〕

鉄鋼商品販売事業は、鉄鋼商品市況が高止まり傾向となるものの、需要面は盛り上がり に欠け、販売競争の激化から販売価格の維持に苦慮する状況で推移いたしました。このような環境下、各拠点において付加価値向上のための加工設備の拡充を積極的に進めるとともに、各拠点間の在庫並びに加工設備の有効活用のための連携強化を図り物流コストの低減と在庫の効率化を推進し、販売数量の増加と収益向上に取り組みました。さらに、中国地区での営業強化と西日本エリア全体でのコイルセンターとしての連携強化のため2023年7月に小野建スチール株式会社（興永鋼材株式会社から商号変更、本社：広島市）を子会社化いたしました。

建材商品販売事業・工事請負事業は、主力販売先である建設関連業界向け販売が、建設資材並びに人件費の高騰に伴う建設コストの大幅な上昇、特に地方都市の中・小型案件を中心にホテル・商業施設等の建設延期や計画の中止が相次ぐなど苦戦を強いられました。しかしながら、再開発事業の商業ビルや物流倉庫などの大型案件については順調に推移し、鉄骨工事等の工事請負事業の受注は順調に推移いたしました。

売上面におきましては、鉄鋼商品需要が伸び悩むなかで、拠点間の連携強化と加工品を含めた販売先ニーズへの迅速な対応を可能とする体制の推進により販売数量が増加し、かつ、販売単価が高止まりしたこと並びに大型案件を中心に工事請負事業が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、2,819億33百万円（前期比7.3%増）となりました。

損益面におきましては、工事請負事業において利益が増加したものの、鉄鋼商品販売事業において在庫商品販売を中心に収益率が低下したこと、さらには運賃・人件費並びに減価償却費の増加を主要因とする販管費の増加により、営業利益82億19百万円（前期比

15.6%減）、経常利益83億42百万円（前期比16.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益57億61百万円（前期比18.0%減）となりました。

なお、2022年11月に行われた株式会社ヤマサとの企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定したため、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。

〔第76期〕

当連結会計年度の状況につきましては、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
西日本スチールセンター株式会社	10百万円	99.5%	鋼板剪断加工・販売業
三協則武鋼業株式会社	10百万円	79.9%	鋼板剪断加工・販売業
小野建沖縄株式会社	5百万円	99.0%	鋼材・建材卸売業
株式会社ヤマサ	50百万円	86.6%	鋼材・建材卸売業
小野建スチール株式会社	50百万円	99.0%	鋼板剪断加工・販売業

③ 重要な企業結合等の状況

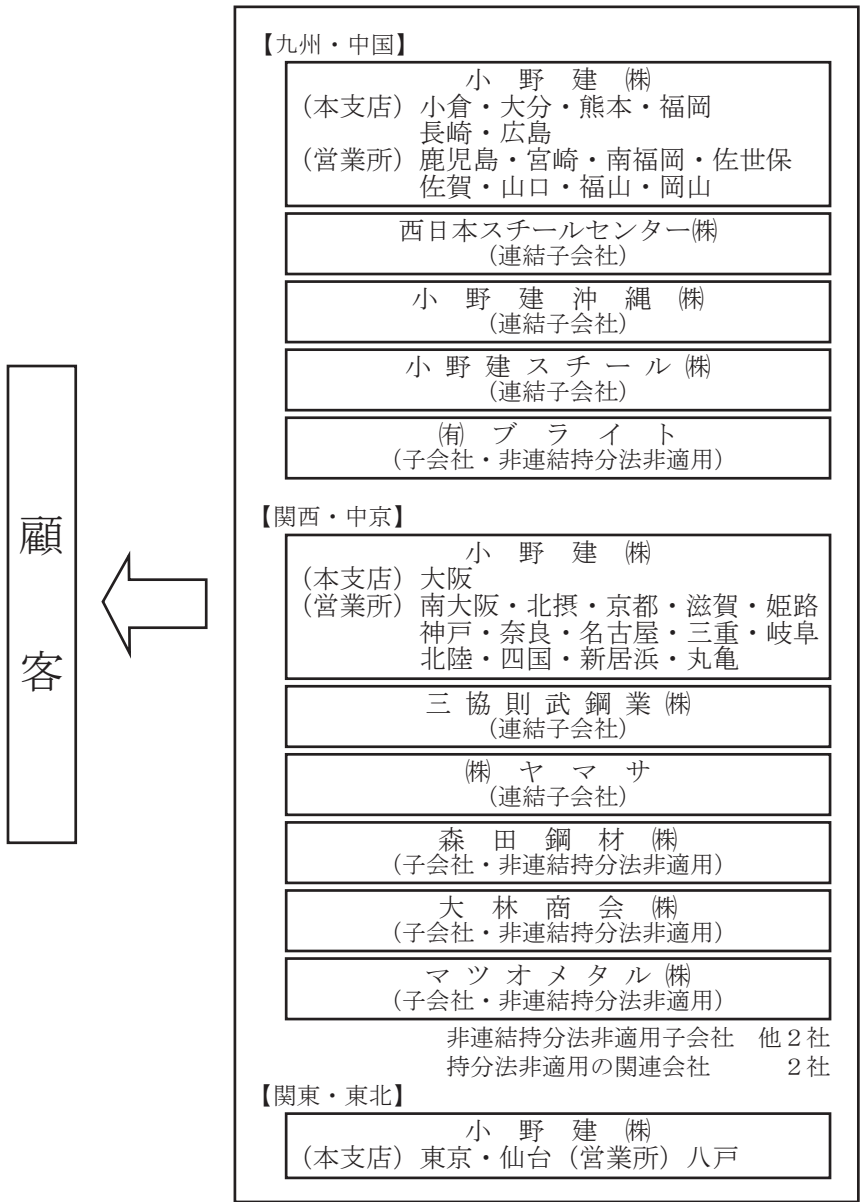
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社の企業集団は、当社と連結子会社5社及び非連結持分法非適用子会社6社で構成され、主に鉄鋼・建材商品の販売及び一部工事請負を国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の3つを報告セグメントとしております。

事業系統図は次のとおりであります。



(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

小 野 建 株 式 会 社	本社	北九州市小倉北区西港町12番地の1
	本支店	大分、小倉、熊本、福岡、長崎、広島、大阪、東京、 仙台
	営業所	鹿児島、宮崎、南福岡、佐世保、佐賀、山口、福山、 岡山、南大阪、北摂（門真市）、京都、滋賀、姫路、 神戸、奈良、名古屋、三重、岐阜、北陸（白山市）、 四国（松山市）、新居浜、丸亀、八戸
西日本スチールセンター株式会社	本社	北九州市
三協則武鋼業株式会社	本社	堺市
小野建沖縄株式会社	本社	那覇市
株 式 会 社 ヤ マ サ	本社	高知市
	営業所	幡多（宿毛市）
小野建スチール株式会社	本社	広島市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
九州・中国	593 (113) 名	35名増 (43名増)
関西・中京	401 (101)	33名増 (19名増)
関東・東北	88 (9)	22名増 (5名増)
全社 (共通)	23 (3)	2名減 (1名増)
合計	1,105 (226)	88名増 (68名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
863名 (212名)	57名増 (66名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン	20,000
株式会社福岡銀行	11,900
株式会社西日本シティ銀行	8,600
株式会社三菱UFJ銀行	4,440
株式会社大分銀行	2,800
株式会社みずほ銀行	2,100
株式会社池田泉州銀行	2,000
株式会社広島銀行	1,200
株式会社三井住友銀行	1,100
株式会社北九州銀行	1,000
株式会社肥後銀行	1,000
株式会社佐賀銀行	200

(注) シンジケートローンは、株式会社福岡銀行を幹事とするものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式総数 25,121,903株（自己株式2,010株を除く）

(注) 2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債権利行使により、発行済株式の総数は158,727株増加、自己株式の消却により750,000株減少しております。

(3) 株主数 10,357名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,839	11.3
オ ー エ ス ト ラ ス ト (株)	1,509	6.0
(株)日本カストディ銀行（信託口）	937	3.7
小 野 建	653	2.5
小 野 哲 司	651	2.5
小 野 信 介	630	2.5
小 野 明	620	2.4
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	551	2.1
宜 本 正 夫	549	2.1
小 野 多 美 子	531	2.1

(注) 1. 持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（2,010株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	23,100株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 建	西日本スチールセンター(株) 代表取締役社長 小野建沖繩(株) 代表取締役会長
代表取締役副社長	小 野 剛	森田鋼材(株) 代表取締役社長 大林商会(株) 代表取締役社長
代表取締役専務	小 野 哲 司	管理統括本部長
常務取締役	小 野 信 介	九州・中国エリア担当 小倉支店長
常務取締役	高 牟 礼 厚	関東・東北エリア担当 東京支店長
常務取締役	木 下 正 祥	関西・中京エリア担当 大阪支店長
取締役	小 野 明	開発室長
取締役	福 田 孝 一	福田孝一公認会計士事務所 所長
取締役	原 田 一 裕	EVEマネジメント(株) 代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	宮 本 美 子	
取締役（監査等委員）	梅 田 久 和	梅田公認会計士事務所 所長、(株)井筒屋 監査役
取締役（監査等委員）	小 倉 知 子	ナリッジ共同法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 福田孝一、取締役 原田一裕、取締役（監査等委員）梅田久和及び取締役（監査等委員）小倉知子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）宮本美子氏は経理部門で経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）梅田久和氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮本美子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責をするものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

D＆O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、任意に設置した指名報酬委員会の答申を得て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念に基づき、中長期的な業績向上と企業価値最大化への貢献意識を高めるべく、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて基本報酬の金額を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、代表取締役社長にその決定を一任するものとし、代表取締役社長は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、及び非金銭報酬等の額とする。なお、非金銭報酬としての株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小野建に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会の答申を受け、監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外役員）	509百万円 (3)	471百万円 (3)	—	38百万円 (—)	9名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外役員）	13 (4)	13 (4)	—	—	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	523 (7)	485 (7)	— (—)	38 (—)	13 (5)

（注）1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第67期定時株主総会において年額6億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年10万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役

（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。

2. 非金銭報酬等のうち38百万円は当事業年度における株式報酬の繰入額であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、退任時に役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金打ち切り支給をすることが決議されております。これに基づき、当事業年度中に退任した社外取締役1名に対し0百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 福田孝一氏は、福田孝一公認会計士事務所の所長であります。当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役 原田一裕氏は、E V E マネジメント㈱の代表取締役社長であります。当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）梅田久和氏は、梅田公認会計士事務所の所長、株式会社井筒屋の監査役であります。当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小倉知子氏は、ナリッジ共同法律事務所所属の弁護士ですが、当社との間に取引関係はありません。

同氏は弁護士ですが、当社との顧問契約はありません。また、依頼案件がある場合には、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件により決定しております。

その他に、社外取締役との重要な人的関係及び資本的関係はありません。また、各氏は東京証券取引所が定める独立性基準を充足しており、一般株主と利益の相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、同4名を独立役員に指定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福田 孝一	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての知見を活かし、特に会計・税務の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 原田 一裕	社外取締役就任後に開催された取締役会5回の全てに出席いたしました。 証券アナリストとして鉄鋼セクターの企業分析に関する豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を観察・分析する高い見識を有しており、当該知見を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 梅田 久和	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての知見を活かし、特に会計・税務の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小倉 知子	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。 弁護士としての知見を活かし、特に企業法務・労務関連の専門的見地から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程により「会計監査人の解任又は不再任」に係る株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制基本方針（業務の適正を確保するための体制に関する基本方針）を定めるとともに、適宜、その見直しを行います。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人は職務分掌規程及び職務権限規程に従った職務を執行するにあたり、就業規程等の関連諸規程により法令順守の理解及び研修による理解の強化を図ります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行います。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程・文書取扱規程に従い議事録を作成保存するとともに適切に管理を行います。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理規程・資金運用管理規程等の各種リスクに関する関連諸規程を整備し適切な管理を行います。

取締役会は必要に応じて適時リスクに関する体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適宜取締役会を開催し、意思決定の迅速な伝達を行います。

- ⑥ 事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とします。
 - ロ 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行います。
 - ハ 子会社の取締役のうち数名は当社役員もしくは従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制とします。
 - ニ 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とします。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とします。
 - ホ 監査等委員会及び内部監査室は、定期的又は臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- イ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する必要性が生じた場合又は監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ、業務補助のためのスタッフを置きます。
 - ロ 当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置きます。また、当該使用人の人事については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
 - ロ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令並びに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告することとします。
 - ハ 当社は監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行いません。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保します。
 - ロ 監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士等の専門家を活用することができることとします。
 - ハ 当社は、監査等委員会が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合もしくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の他、内部監査計画に基づき当社並びに子会社の業務監査等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、内部留保の充実による企業体質の強化を図りつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	112,648	流 動 負 債	81,023
現金及び預金	4,438	支払手形及び買掛金	25,913
受 取 手 形	7,784	電 子 記 録 債 務	14,074
電 子 記 録 債 権	19,224	短 期 借 入 金	33,230
売 掛 金	38,096	1 年 内 返 済 予 定 の	1,267
契 約 資 産	3,156	長 期 借 入 金	580
商 品 及 び 製 品	29,053	未 払 法 人 税 等	451
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,103	契 約 負 債	1,168
そ の 他	7,908	賞 与 引 当 金	4,336
貸 倒 引 当 金	△117	そ の 他	24,233
固 定 資 産	90,881	固 定 負 債	22,238
(有形固定資産)	(84,992)	長 期 借 入 金	7
建 物 及 び 構 築 物	33,778	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,284
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,468	退 職 給 付 に 係 る 負 債	175
土 地	35,274	資 産 除 去 債 務	526
そ の 他	190	そ の 他	
建 設 仮 勘 定	9,280	負 債 合 計	105,256
(無形固定資産)	(647)	純 資 産 の 部	
の れ ん	240	株 主 資 本	96,482
そ の 他	406	資 本 金	6,947
(投資その他の資産)	(5,241)	資 本 剰 余 金	6,621
投 資 有 価 証 券	3,032	利 益 剰 余 金	82,915
長 期 貸 付 金	20	自 己 株 式	△2
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	28	その他の包括利益累計額	905
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,095	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	833
繰 延 税 金 資 産	463	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14
そ の 他	656	退 職 給 付 に 係 る 調 整	86
貸 倒 引 当 金	△55	累 計 額	
資 産 合 計	203,530	非 支 配 株 主 持 分	886
		純 資 産 合 計	98,273
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	203,530

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		271,942
売上原価		244,901
売上総利益		27,041
販売費及び一般管理費		20,230
営業利益		6,810
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	53	
仕入割引	20	
期日前決済割引料	24	
受取家賃	92	
有価証券売却益	14	
助成金収入	38	
訴訟和解金	33	
その他	69	356
営業外費用		
支払利息	234	
固定資産除却損	5	
支払手数料	1	
その他	22	264
経常利益		6,902
特別利益		
固定資産売却益	2	2
税金等調整前当期純利益		6,904
法人税、住民税及び事業税	1,848	
法人税等調整額	98	1,946
当期純利益		4,957
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		4,885

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,842	6,809	80,557	△309	93,900
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	105	105			210
剰 余 金 の 配 当			△1,707		△1,707
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,885		4,885
自 己 株 式 の 取 得				△999	△999
自 己 株 式 の 処 分		△9		207	198
自 己 株 式 の 消 却		△279	△819	1,099	－
非支配株主との取引に係る親 会 社 の 持 分 変 動		△4			△4
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	105	△187	2,358	306	2,581
当連結会計年度末残高	6,947	6,621	82,915	△2	96,482

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	856	5	△29	832	817	95,550
当連結会計年度変動額						
新株の発行						210
剰余金の配当						△1,707
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,885
自己株式の取得						△999
自己株式の処分						198
自己株式の消却						—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△4
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△23	△19	115	72	69	142
当連結会計年度変動額合計	△23	△19	115	72	69	2,723
当連結会計年度末残高	833	△14	86	905	886	98,273

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社5社の名称

西日本スチールセンター株式会社

三協則武鋼業株式会社

小野建沖縄株式会社

株式会社ヤマサ

小野建スチール株式会社

② 非連結子会社6社の名称

有限会社ブライト

森田鋼材株式会社

ヤマサ物流株式会社

大林商会株式会社

マツオメタル株式会社

三豊鋼業株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社8社の名称

有限会社ブライト

森田鋼材株式会社

ヤマサ物流株式会社

株式会社鉄建ブリッジ

株式会社納谷組

大林商会株式会社

マツオメタル株式会社

三豊鋼業株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～14年

その他（工具、器具及び備品） 4～15年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間（3年及び10年）に基づく定額法によっております。

借地権 残存期間に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することとしております。

ニ 役員退職慰労引当金

取締役の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時または充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、鉄鋼・建材商品販売事業、工事請負事業、不動産賃貸事業等を主な事業としております。

鉄鋼・建材商品販売事業においては、主に鋼板、条鋼、丸鋼等の鉄鋼商品や土木建材商品を取り扱い、各拠点に物流倉庫を展開し、多品種の商品を在庫することで、柔軟に短納期で顧客に販売しております。また、メーカーから顧客へ商品を直送する販売も行っております。

鉄鋼・建材商品販売事業における商品販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡し又は顧客が検収した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客からの支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

これらの収益は顧客との契約において約束した対価から、値引き及び売上割引等を控除した金額で測定しています。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでいません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

ハ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、6年間及び10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社長期貸付金」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「関係会社長期貸付金」は10億95百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

- (1) 連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金（投資その他の資産）55百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、債権の全部又は一部が回収できなくなる等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

当連結会計年度末日における貸倒懸念債権及び破産更生債権等について回収可能価額の算出に用いた主要な仮定は、与信先の財政状態、担保状況等で評価した当連結会計年度における回収見込額が将来において変動しないとした点であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 252億61百万円

(売上高は、当連結会計年度末時点で工事が完成し、その引渡しが完了した案件は含めておりません。)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

② 主要な仮定

工事は個性性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくく、工事完了までには一定の期間を要し、工事進行途上における設計変更、工期の変更等が生じ、工事原価総額が見直されることがあります。工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断を伴うため、工事原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である工事見積原価総額は、顧客との合意に基づく工事契約内容の変更及び工事着手後に判明した事象並びに施工の遅延等により工事原価総額の見積りが変動する場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,600百万円

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金	252百万円
建物及び構築物	0百万円
土地	314百万円
計	566百万円

② 上記に対応する債務

買掛金	127百万円
一年以内の長期借入金	52百万円
長期借入金	13百万円
計	193百万円

(4) 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮累計額

建物及び構築物	55百万円
機械装置及び運搬具	16百万円
土地	22百万円
その他	0百万円

(5) 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権割引高

受取手形割引高	230百万円
受取手形裏書譲渡高	25百万円
電子記録債権割引高	110百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	25,715,186株	158,727株	750,000株	25,123,913株
自己株式				
普通株式	227,346株	668,700株	894,036株	2,010株

(注) 1. 発行済株式の株式数の増加は、2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債権利行使による増加であり、減少は自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得による増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬及び自己株式の消却による減少であります。

(3) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 2024年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	841百万円
1株当たりの配当額	33.00円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月24日

② 2024年11月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	866百万円
1株当たりの配当額	34.00円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月10日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	879百万円
1株当たりの配当額	35.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金は、当社営業所の建物賃借に係る預託証拠金である建設協力金、従業員長期貸付金は、従業員長期貸付金制度に基づく当社グループ従業員に対するものであり、貸出先の信用リスクに晒されておりますが、建設協力金は毎月支払う賃料より控除し、従業員貸付金については、退職金の範囲内の貸付けとしております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券			
上場株式	1,954	1,954	-
満期保有目的の債券	5	4	△0
資産計	1,959	1,959	△0
長期借入金(*②)	23,506	23,138	△368
負債計	23,506	23,138	△368
デリバティブ取引(*④)	△20	△20	-

- ① 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

*② 1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて記載しております。

- ③ 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,072

*④ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
上場株式	1,954	—	—	1,954
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△20	—	△20

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	4	—	4
長期借入金	—	23,138	—	23,138

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券は取引金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場等の市場価格に基づき算定しております。先物為替相場等の公正価値は、市場価格はあるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利のものについては、元金金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

		九州・中国	関西・中京	関東・東北	合計
鉄鋼・建材商品 販売事業	鋼板類	28,275	33,347	16,600	78,223
	条鋼類	31,267	23,140	26,413	80,820
	丸鋼類	27,208	1,712	4,985	33,906
	線材類	932	1,384	10	2,327
	建機商品	17,650	2,497	189	20,337
	小計	105,334	62,081	48,198	215,614
工事請負事業		47,100	4,134	4,562	55,796
その他		108	—	—	108
計		152,543	66,215	52,760	271,519

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産賃貸収入等であります。

（単位：百万円）

	九州・中国	関西・中京	関東・東北	合計
顧客との契約から生じる収益	152,543	66,215	52,760	271,519
その他の収益	293	23	105	422
外部顧客への売上高	152,836	66,238	52,866	271,942

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	83,809百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	65,104
契約資産(期首残高)	1,304
契約資産(期末残高)	3,156
契約負債(期首残高)	686
契約負債(期末残高)	451

契約資産は、請負契約等について進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する当社グループの権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約に基づく履行に先立って顧客から受領した前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、424百万円です。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、工事請負事業に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	21,087百万円
1年超2年以内	2,488
2年超3年以内	5,154
3年超	-
合計	28,730

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,876円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 192円43銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上により更なる企業価値向上、および機動的な資本政策を目的とし、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | ： 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | ： 400,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する上限割合1.59%） |
| ③取得価額の総額 | ： 5億円（上限） |
| ④取得期間 | ： 2025年5月19日から2025年8月31日まで |
| ⑤取得方法 | ： 東京証券取引所における市場買付 |

貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	98,261	流 動 負 債	73,996
現 金 及 び 預 金	1,783	電 子 記 録 債 務	12,840
受 取 手 形	6,741	買 掛 金	22,490
電 子 記 録 債 権	15,826	短 期 借 入 金	30,700
売 掛 金	32,680	関係会社短期借入金	2,172
契 約 資 産	2,213	一年 内 返 済 予 定 の	382
商 品 及 び 製 品	26,358	長 期 借 入 金	
前 払 費 用	92	未 払 金	3,073
関係会社短期貸付金	5,858	未 払 費 用	402
未 収 入 金	6,642	未 払 法 人 税 等	350
そ の 他	83	契 約 負 債	339
貸 倒 引 当 金	△18	預 り 金	43
固 定 資 産	87,080	前 受 収 益	29
(有 形 固 定 資 産)	(79,569)	賞 与 引 当 金	968
建 構 物	26,374	そ の 他	204
構 築 物	5,315	固 定 負 債	24,780
機 械 装 置	5,284	長 期 借 入 金	23,058
車 両 運 搬 具	196	退 職 給 付 引 当 金	1,071
器 具 備 品	138	資 産 除 去 債 務	163
土 地	33,007	そ の 他	487
建 設 仮 勘 定	9,251	負 債 合 計	98,777
(無 形 固 定 資 産)	(282)	純 資 産 の 部	
借 地 権	42	株 主 資 本	85,727
ソ フ ト ウ ェ ア	147	資 本 金	6,947
そ の 他	93	資 本 剰 余 金	6,661
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(7,228)	資 本 準 備 金	6,661
投 資 有 価 証 券	1,804	利 益 剰 余 金	72,120
関 係 会 社 株 式	3,387	利 益 準 備 金	366
出 資 金	11	そ の 他 利 益 剰 余 金	71,754
長 期 貸 付 金	20	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,058
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,095	別 途 積 立 金	29,000
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	22	繰 越 利 益 剰 余 金	41,695
破 産 更 生 債 権 等	34	自 己 株 式	△2
長 期 前 払 費 用	159	評 価 ・ 換 算 差 額 等	837
繰 延 税 金 資 産	410	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	851
そ の 他	331	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△14
貸 倒 引 当 金	△48	純 資 産 合 計	86,564
資 産 合 計	185,342	負 債 及 び 純 資 産 合 計	185,342

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			234,228
売 上 原 価			211,172
売 上 総 利 益			23,055
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			17,775
営 業 利 益			5,279
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	31		
受 取 配 当 金	43		
期 日 前 決 済 割 引 料	24		
受 取 家 賃	87		
助 成 金 収 入	37		
訴 訟 和 解 金	33		
そ の 他	48		306
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	231		
支 払 手 数 料	1		
固 定 資 産 除 却 損	4		
そ の 他	4		243
経 常 利 益			5,343
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	0		0
税 引 前 当 期 純 利 益			5,344
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,349		
法 人 税 等 調 整 額	81		1,431
当 期 純 利 益			3,912

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本等変動計算書										
	株主資本等変動計算書										
	株主資本等変動計算書										
	株主資本等変動計算書										
	資本金	資本金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	6,842	6,556	288	6,844	366	1,073	29,000	40,296	70,735	△309	84,113
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△14		14	—		—
新株の発行	105	105		105							210
剰余金の配当								△1,707	△1,707		△1,707
当期純利益								3,912	3,912		3,912
自己株式の取得										△999	△999
自己株式の処分			△9	△9						207	198
自己株式の消却			△279	△279				△819	△819	1,099	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	105	105	△288	△183	—	△14	—	1,399	1,385	306	1,613
当 期 末 残 高	6,947	6,661	—	6,661	366	1,058	29,000	41,695	72,120	△2	85,727

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	847	4	852	84,966
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
新株の発行				210
剰余金の配当				△1,707
当期純利益				3,912
自己株式の取得				△999
自己株式の処分				198
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	△19	△15	△15
当期変動額合計	3	△19	△15	1,598
当 期 末 残 高	851	△14	837	86,564

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

構築物 10～50年

機械装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

器具備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上することとしております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、鉄鋼・建材商品販売事業、工事請負事業、不動産賃貸事業等を主な事業としております。

鉄鋼・建材商品販売事業においては、主に鋼板、条鋼、丸鋼等の鉄鋼商品や土木建材商品を取り扱い、各拠点に物流倉庫を展開し、多品種の商品を在庫することで、柔軟に短納期で顧客に販売しております。また、メーカーから顧客へ商品を直送する販売も行っております。

鉄鋼・建材商品販売事業における商品販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡し又は顧客が検収した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客からの支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

工事請負事業においては、主に建設業者から鉄骨や外壁など一部工事を請負い、材料の供給、加工、組立、施工管理を行っております。請負工事等は顧客の仕様に合わせた材料の供給、加工、組立、施工管理等を長期にわたり継続して提供することにより一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、発生原価による履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

これらの収益は顧客との契約において約束した対価から、値引き及び売上割引等を控除した金額で測定しています。取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでいません。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金(投資その他の資産) 48百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 重要な会計上の見積り(貸倒引当金) (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」の content と同一であります。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 198億91百万円

(売上高は、当事業年度末時点で工事が完成し、その引渡しが完了した案件は含めておりません。)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 連結注記表「4. 重要な会計上の見積り（一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り）（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,045百万円
- (3) 保証債務等の残高
 下記会社の借入金等支払債務に対して債務保証を行っています。
 保証債務残高の状況は以下のとおりです。
- | | |
|------------|----------|
| 三協則武鋼業株式会社 | 2,000百万円 |
| 株式会社ヤマサ | 65百万円 |
| 小野建沖縄株式会社 | 16百万円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 461百万円 |
| 短期金銭債務 | 420百万円 |
- (5) 担保に供している資産及びこれに対応する債務
- ① 担保に供している資産
- | | |
|----|-------|
| 預金 | 52百万円 |
| 計 | 52百万円 |
- ② 上記に対応する債務
- | | |
|-----|-------|
| 買掛金 | 12百万円 |
| 計 | 12百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社との取引高
- | | |
|------------|----------|
| 売上高 | 6,944百万円 |
| 仕入高 | 4,871百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 72百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 39百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首の 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
自己株式				
普通株式	227,346株	668,700株	894,036株	2,010株
合計	227,346株	668,700株	894,036株	2,010株

(注) 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得による増加であり、減少は譲渡制限付株式報酬および自己株式の消却による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	43百万円
未払事業所税	15百万円
貸倒引当金	21百万円
賞与引当金	294百万円
退職給付引当金	335百万円
未払役員退職慰労金	183百万円
役員株式報酬費用	53百万円
投資有価証券評価損	28百万円
出資金評価損	24百万円
その他	344百万円

繰延税金資産小計 1,342百万円

評価性引当額 △53百万円

繰延税金資産合計 1,288百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△350百万円
固定資産圧縮積立金	△482百万円
その他	△45百万円

繰延税金負債合計 △878百万円

繰延税金資産の純額 410百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	西日本スチール センター(株)	10	鋼板剪断加工・ 販売業	所有 直接 99.5 間接 0.5	商品の売買 役員の兼任 資金の借入	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2	△60 7	関係会社短期 借 入 金 —	2,092 —
子会社	三協則武鋼業(株)	10	鋼板剪断加工・ 販売業	所有 直接 79.9	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	△1,220 4 2,000	関係会社短期 貸 付 金 — —	200 — —
子会社	小野建沖繩(株)	5	鉄鋼・建材加工 ・販売業	所有 直接 99.0 間接 1.0	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	660 7 16	関係会社短期 貸 付 金 — —	2,940 — —
子会社	森田鋼材(株)	10	鉄鋼・建材加工 ・販売業	所有 直接 99.9 間接 0.1	商品の売買 役員の兼任 資金の借入 債務保証	資金の借入 ※1 利息の支払 ※2	△20 0	関係会社短期 借 入 金 —	80 —
子会社	(株)ヤマサ	50	鉄鋼・建材販売 業	所有 直接 86.6	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 債務保証 ※3	— 8 65	関係会社短期 貸 付 金 — —	2,399 — —
子会社	大林商会(株)	10	鉄鋼・建材加工 ・販売業	所有 直接 99.5 間接 0.5	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 ※1 資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2	220 — 4	関係会社短期 貸 付 金 関係会社長期 貸 付 金 —	220 1,095 —
子会社	マツオメタル(株)	11	非鉄金属加工 ・販売業	所有 直接 99.9 間接 0.1	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 ※1 利息の受取 ※2 利息の支払 ※2	98 0 0	関係会社短期 貸 付 金 — —	98 — —

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付及び借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

※2. 利息の受取及び支払については、資金の貸付及び借入にかかる受取及び支払利息であります。

※ 3. 金融機関からの借入金等の支払債務に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役 員	小 野 建	—	当社代表取締役 社長	被所有 直接 2.6	—	譲渡制限付 株式の付与	10	—	—

(注) 2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」に基づき、当社の2024年6月21日付取締役会決議により割り当てられた譲渡制限付株式です。なお、取引金額については、当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値より算定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,445円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 154円11銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主選元の充実、資本効率の向上により更なる企業価値向上、および機動的な資本政策を目的とし、自己株式の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | ： 当社普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | ： 400,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する上限割合1.59%） |
| ③取得価額の総額 | ： 5億円（上限） |
| ④取得期間 | ： 2025年5月19日から2025年8月31日まで |
| ⑤取得方法 | ： 東京証券取引所における市場買付 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20 日

小野建株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野建株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月20 日

小野建株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 本 千 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 竹 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野建株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

小 野 建 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 宮 本 美 子 ㊟

監 査 等 委 員 梅 田 久 和 ㊟

監 査 等 委 員 小 倉 知 子 ㊟

(注) 監査等委員梅田久和及び小倉知子の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（９名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	お の たけし 小 野 剛 (1980年３月17日生)	2005年10月 当社入社 2009年４月 当社大阪支店鉄鋼部長 2010年６月 当社取締役大阪支店副支店長 2011年６月 当社取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2013年６月 当社代表取締役副社長兼大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2019年10月 森田鋼材㈱代表取締役社長 2020年７月 当社代表取締役副社長 兼関西・中京エリア担当 2021年６月 当社代表取締役副社長（現任） 2023年７月 興永鋼材㈱（現 小野建スチール㈱） 代表取締役社長 2023年10月 大林商会㈱代表取締役社長 2024年３月 マツオメタル㈱代表取締役社長 (選任理由) 候補者は、当社代表取締役に就任以来、代表取締役としての職責を果たし、経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	65,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
2	お の てつ じ 小 野 哲 司 (1957年11月16日生)	1980年 4 月 当社入社 1989年 9 月 当社取締役大分本店長 1990年10月 当社取締役社長室長 1991年 4 月 当社取締役管理統括本部長兼経理部長 1995年 6 月 当社常務取締役管理統括本部長 2003年 6 月 当社代表取締役専務 管理統括本部長 2006年 4 月 当社代表取締役専務 2019年 5 月 当社代表取締役専務 管理統括本部長（現任）	651,000株
		(選任理由) 候補者は、当社代表取締役に就任以来、代表取締役としての職責を果たし、経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	
3	お の しん すけ 小 野 信 介 (1970年 5 月24日生)	1997年 4 月 当社入社 2003年 1 月 当社福岡支店管理部長 2003年 6 月 当社取締役福岡支店管理部長 2006年 4 月 当社取締役管理統括本部長 2016年 6 月 当社常務取締役管理統括本部長 2019年 5 月 当社常務取締役経営企画室長 2021年 6 月 当社常務取締役 兼九州・中国エリア担当 2021年 9 月 当社常務取締役熊本支店長 兼九州・中国エリア担当 2023年10月 当社常務取締役小倉支店長兼熊本支店長 兼九州・中国エリア担当 2024年 4 月 当社常務取締役小倉支店長 兼九州・中国エリア担当（現任） 2025年 4 月 西日本スチールセンター(株) 代表取締役社長（現任）	630,700株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり財務・管理部門に携わり、管理統括本部長及び経営企画室長として経営全般に関する豊富な経験、知識を有しており、かつ、営業部門も経験していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
4	きの した まさ よし 木 下 正 祥 (1957年10月18日生)	1980年3月 当社入社 2002年1月 当社小倉支店建機部長 2015年4月 当社小倉支店副支店長 2016年1月 当社大分本店長 2020年4月 当社大阪支店副支店長 2020年7月 当社大阪支店長 2021年6月 当社取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当 2023年6月 当社常務取締役大阪支店長 兼関西・中京エリア担当（現任）	11,800株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門並びに本支店長として拠点管理部門にも携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	お の あきら 小 野 明 (1968年8月24日生)	1996年4月 当社入社 2003年1月 当社開発室長 2003年6月 当社取締役開発室長（現任）	620,700株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	＊ お の まさし 小 野 将 (1981年8月30日生)	2014年10月 当社入社 2020年4月 当社東京支店建材部長 2025年4月 当社東京支店長（現任）	38,000株
		(選任理由) 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門に関する豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
7	ふく だ こう いち 福 田 孝 一 (1956年 7 月 7 日生)	1990年 5 月 福田孝一公認会計士事務所開設 同事務所所長（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者となりました。	
8	はら だ かず ひろ 原 田 一 裕 (1962年10月21日生)	1987年 4 月 日興証券(株)（現 SMBC日興証券(株)）入社 1996年 9 月 同社 鉄鋼セクターアナリストに就任 以後、信託銀行、証券会社にて鉄鋼セクターを中心として証券アナリストを歴任 2021年 7 月 フロンティア・マネジメント(株)入社 （現任） 2024年 4 月 E V E マネジメント(株)代表取締役社長 （現任） 2024年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 候補者は、証券アナリストとして鉄鋼セクターの企業分析に関する豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を観察・分析する高い見識を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者となりました。	

- （注） 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 福田孝一氏及び原田一裕氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は福田孝一氏及び原田一裕氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ておりますが、両氏が再任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 福田孝一氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 原田一裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社と福田孝一氏及び原田一裕氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」と

いう。) 契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。

8. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役の主な経験分野（スキルマトリックス）

取締役（候補者を含む）の主な経験分野は次のとおりであります。議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役の構成並びに経験と専門性は次のとおりとなります。

取締役

氏 名	性別	取締役に求める主な経験分野						
		企業経営	営業	グローバル 経験	法務・ 内部統制	財務会計	人材開発	独立性
小野 剛	男性	○	○	○		○	○	
小野 哲司	男性	○	○		○	○	○	
小野 信介	男性	○	○		○	○	○	
木下 正祥	男性	○	○				○	
小野 明	男性	○	○					
小野 将	男性		○				○	
福田 孝一	男性				○	○		○
原田 一裕	男性	○		○				○

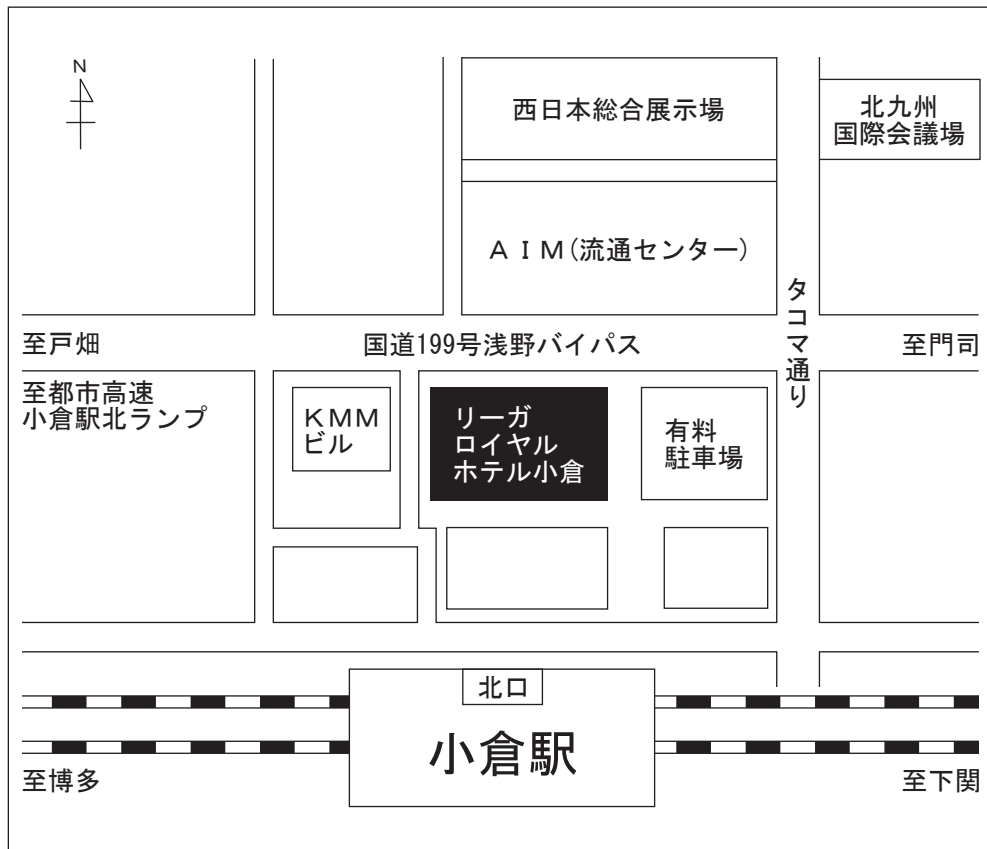
監査等委員である取締役

氏 名	性別	取締役に求める主な経験分野						
		企業経営	営業	グローバル 経験	法務・ 内部統制	財務会計	人材開発	独立性
宮本 美子	女性				○	○		
梅田 久和	男性				○	○		○
小倉 知子	女性				○			○

以 上

株主総会会場ご案内図

北九州市小倉北区浅野2丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階
オーキッド



○小倉駅（北口）より徒歩約1分

